

第4次  
くろいし男女共同参画  
推進プラン  
(案)



## ～はじめに～

本市では、性別にかかわりなく、すべての人がその個性と能力を十分に発揮し、誰にとっても住みよい社会を形成することを目指し、平成14年度に「くろいし男女共同参画推進プラン」を策定し、平成24年度には第2次プラン、令和3年度には第3次プランを策定して「男女共同参画のまち」を目指してまいりました。社会情勢の変化や最新の国の動向に対応するため改訂を重ね、この度、現行の第3次プランが計画期間を終えることから、第4次プランを新たに策定しました。本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とし、本市において、今後の男女共同参画社会の実現の指針となります。

近年、世界に目を向けると、多様性の尊重やジェンダー平等を進める動きが国際社会で一層重視されています。国際連合の専門機関などでは、あらゆる人々が性別を理由に機会を制限されない社会づくりの重要性が繰り返し示されており、世界各国で法制度の整備や意識改革が進んでいます。

国内においても、女性の就労環境の改善や家庭内の役割分担の見直し、管理職における男女格差の是正などが引き続き求められています。また、性的マイノリティに関しては、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行など、国として理解促進や環境整備を進める動きが加速していますが課題解決に対する具体的な施策の展開には至っておりません。

こうした国内外の動向を踏まえ、本市では、第3次プランに基づき未来塾「<sup>め</sup>女・男・輝かせて」の継続的な実施や、男女共同参画情報誌による意識啓発など、男女共同参画社会の各種施策・事業を展開してまいりました。

「すべての人がそれぞれの希望する場面で活躍できるまち くろいし」の実現に向けて、コミュニティセンターを拠点とした地域活動の促進などをとおして、子どもから高齢者まですべての人がその個性と能力を十分に発揮し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりますので、皆様のより一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、黒石市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、御協力を賜りました市民・関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和8年3月

黒石市長 高 樋 憲

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
1.計画策定の趣旨	1
2.計画策定の背景	1
(1) 国・県の動き	1
(2) 黒石市の動き	1
3.黒石市の現状と課題	2
(1) 黒石市的人口について	2
(2) 女性の就業構造	3
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b>	4
1.計画の基本理念	4
2.計画の位置づけ	4
3.計画期間	4
4.体系図	5
<b>第3章 計画の内容</b>	6
基本目標I すべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり	6
基本目標II すべての人気が安心して暮らせるまちづくり	10
基本目標III すべての人が共に参画できる社会の実現	15
<b>第4章 計画の推進</b>	17
1.推進体制の整備	17
2.関係機関・団体との連携強化	17
3.計画の進行管理	17
<b>第5章 参考資料</b>	18
1.用語解説	18
2.黒石市男女共同参画審議会委員一覧	19
3.男女共同参画の推進に関する年表	20



# 第Ⅰ章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成14年度に「くろいし男女共同参画推進プラン」を策定し、「性別にかかわりなく、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、いきいきと暮らしていくけるまちくろいし」を目標に掲げ、各種施策・事業を展開してきました。

少子高齢化や人口減少社会の到来など、市民を取り巻く環境やライフスタイルが変化しつつあり、生き方や行動を制約されることなく、すべての人が家庭や仕事、地域活動と共に取り組み、喜びと責任を分かち合っていくことで、持続可能なまちづくりへつなげるため、今後も当市における男女共同参画の取組を推進する必要があります。

国においては、引き続き「男女共同参画社会基本法」（注1）や関係法令に基づいた男女共同参画の推進に加え、令和5年6月に「性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体の役割が明記されました。社会全体が性の多様性への理解を深めながら、寛容な社会になることが求められています。

このような社会の動向やこれまでの成果と今後の課題を踏まえ、当市における男女共同参画社会を実現するための取組を引き続き推進するため、「第4次黒石市男女共同参画推進プラン」を策定するものです。

## 2. 計画策定の背景

### （1）国・県の動き

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」、平成27年8月に「女性活躍推進法」を制定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正や、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行など、法整備が進められてきました。

県においては、令和4年2月には「第5次あおもり男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の推進を図っています。

### （2）黒石市の動き

本市では、平成9年、男女共同参画社会の必要性が強く求められるようになったことから、女性行政担当の必要性と所管課の明確化を図るため、府内の機構改革とともに生涯学習課に女性係が設置され、ジェンダー（注2）や男女共同参画に関する啓発を行い

ました。

さらに平成11年5月「黒石市女性行動計画策定委員会」を設置し、平成14年「くろいし男女共同参画推進プラン」を策定しました。

平成14年4月、庁内の機構改革により、教育委員会から市長部局に男女共同参画事務を移管するとともに「黒石市男女共同参画推進本部」及び「黒石市男女共同参画審議会」を設置し、総合的かつ計画的に推進する体制を整備し、様々な事業を展開してきました。

平成24年、それまでのプランの理念を継承した「第2次くろいし男女共同参画推進プラン」を、令和2年には、本市における男女共同参画の取組をさらに推進するため、「第3次くろいし男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画を理解し、性別にかかわりなく、全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができ、誰にとっても住みよい社会を形成するための取組を展開してきました。

そして、国や県の計画を踏まえ、すべての人がそれぞれの希望する場面で活躍できるまちを実現するため、令和8年3月に「第4次くろいし男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。

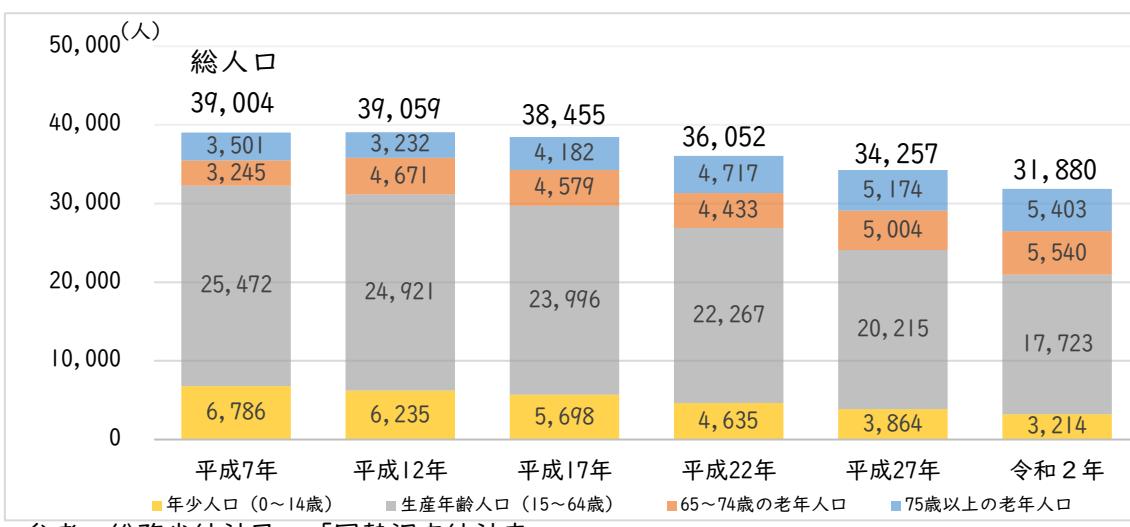
### 3. 黒石市の現状と課題

#### (1) 黒石市の人口について

本市の総人口は、平成12年の約3.9万人をピークに減少に転じており、令和2年には約3.2万人となっています。また、人口の年齢層の割合としては、15歳未満の年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口割合が減少していく一方、65歳以上の老人人口が増加傾向にあります【下図】。

【図】黒石市の人口推移

※年齢性別不詳除く



参考：総務省統計局 「国勢調査統計表」

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、何の対策も講じないと仮定した場合、令和 22 年までに人口が約 2.2 万人に減少すると推計されています。本市では、第 7 次黒石市総合計画に基づき、様々な施策に取り組み、人口減少のスピード緩和を目指し、令和 22 年の人口を約 2.5 万人に維持することを目標としています。

人口減少に加えて、少子高齢化も進んでおり、様々な分野において担い手不足が課題となってきていますが、その中の一つとして、地域活動の担い手不足があります。進む人口減少・少子高齢化社会に対応するためには、地域での互助がそこに住む市民の生活を維持するうえで重要で、地域のささえ合い活動やコミュニティセンターを拠点とする地域協働活動を行いやすい環境を整備することが重要です。

暮らしやすい活力のある地域社会を築いていくために、お互いが地域の一員としての自覚を持ち、信頼・協力しあうことが大切です。地域における男女共同参画意識を高め、固定的性別役割分担意識（注 3）に基づく慣習やしきたりを見直すことで、すべての人 が対等な立場で共に活動し、開かれた地域社会を築いていくことができます。

## （2）女性の就業構造

日本の女性は、結婚・出産期に当たる年代に一度離職し、育児が落ち着いた時期に再び就業する傾向が過去には強くありましたが、近年は解消に向かっている一方で、再び就業した女性の正規雇用率が低いことが課題となっています。

本市では、産前・産後の心身のケアによる育児サポート体制の確保や父親相談支援事業をはじめとした各種施策に取り組むことで、男性も女性も働きやすい体制づくりを推進しています。

男性も女性も働く人一人ひとりが仕事と家庭生活や地域での活動を両立できるよう、育児・介護休暇等を取得しやすい体制づくりを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（注 4）の実現に向けて、誰もが働きやすい環境を整備することが重要です。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置付けられています。

すべての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国にとって21世紀の最重要課題の一つであり、当市においても例外ではなく、同様な課題として認識する必要があります。

第4次くろいし男女共同参画推進プランの基本理念は、

【すべての人がそれぞれの希望する場面で活躍できるまち くろいし】

とします。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定したものであり、黒石市の男女共同参画社会形成のための施策に関する基本的な計画です。

また、国の第5次男女共同参画基本計画及び県の第5次あおもり男女共同参画プラン21の趣旨を踏まえ策定し、市の最上位計画である第7次黒石市総合計画と整合を図り、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

さらに、本計画は女性活躍推進法第6条第2項に基づく黒石市推進計画（※）として位置づけます。

※黒石市推進計画 本計画における該当箇所

○基本目標I すべての人があらゆる場面で活躍できる社会づくり

重点項目3 「働く場における男女共同参画の推進」

重点項目4 「農業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進」

### 3. 計画期間

この計画の期間は、他の計画や財政状況との整合性を保ち、期間内で実用性のある計画とするため令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、この計画の推進にあたっては、計画の進捗状況、社会情勢などを考慮して、すべての行政分野に男女共同参画の視点が生かされるよう努めます。

## 4. 体系図

基本目標	重点項目	施策の方向
Ⅰ すべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり	1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	(1) 各種審議会等への女性の登用拡大 (2) 市女性職員の登用促進 (3) 女性の人材育成と能力開発（エンパワーメント）の推進
	2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援 (2) 男性の家事・育児・介護等への参画推進
	3 働く場における男女共同参画の推進	(1) 希望に応じた多様な働き方を可能にする支援 (2) 女性の活躍への理解促進
	4 農業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進	(1) 農林業、自営業等における女性の経営参画
	5 生活上の困難を抱える人への支援と多様性を尊重する環境の整備	(1) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への支援 (2) 多様な性のあり方に対する理解の促進 (3) 人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携
	6 地域における男女共同参画の推進	(1) 性別にかかわりなく共同で取り組む地域活動の推進 (2) 防災・災害時における男女共同参画の推進
	7 すべての人にに対するあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力防止のための環境づくり (2) 暴力被害者からの相談・支援体制の充実
	8 生涯を通じた健康の推進	(1) 健康意識の向上と心身の健康づくり (2) 女性のライフステージに応じた健康支援
	9 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し、意識改革	(1) 男女共同参画に関する啓発、広報活動の充実 (2) 男女共同参画に関する定期的な意識調査
	10 教育を通じた理解の促進	(1) 男女共同参画について理解を深めるための教育・学習の充実
Ⅱ すべての人があらゆる分野で活躍できるまちづくり		
Ⅲ すべての人があらゆる分野で安心して暮らせるまちづくり		
Ⅳ 参画できる社会の実現		

## 第3章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ『すべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり』

#### 重点項目Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

- 政治、行政、経済、文化など、社会のあらゆる分野において、個性と能力を十分発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現のためには、現在、男性が中心となりがちな政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、多様な視点を反映させていくことが重要です。
- 本市では、多様な意見を市政に反映させるために、行政委員会、審議会等への女性登用率の定期的調査と公表を行ってきましたが、審議会等の委員における女性の登用率は、令和7年4月時点では25.4%となり、第3次プラン策定時目標の30%という目標を達成できていないため、さらに上昇させていく必要があります。
- 本市の政策・方針決定過程へこれまで以上に多様な意見を反映させるために、市職員の適材・適所の人事配置をしていますが、管理職に占める女性の割合は、令和7年3月時点で11.1%となっており、第3次プラン策定時目標の10%を達成してはいるものの、全国市区別での平均値が18.6%であることや、全県や市部平均と比較すると、まだ十分ではない状況にあるため、さらに上昇させていく必要があります。

#### 【施策の方向】

(1) 各種審議会等への女性の登用拡大	
行政委員会、審議会等への女性の登用率の定期的調査と公表	企画課
(2) 市女性職員の登用促進	
市女性職員の管理職登用率の定期的調査と公表	総務課
(3) 女性の人材育成と能力開発（エンパワーメント）の推進	
女性リーダー育成のための講座・研修会の充実	企画課
男女共同参画社会をすすめる黒石ハーモニーの会との連携	企画課
市連合婦人会に対する活動・育成支援	社会教育課

#### 《成果目標》

項目	現状	成果目標
市の審議会における女性委員の割合	25.4%	40.0%
市職員の管理職に占める女性の割合	11.1%	22.0%

## 重点項目2 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

- 働く一人ひとりが職業上の責任を果たし、その能力を十分に発揮するためには、ライフイベントに対応した支援により、柔軟な働き方を可能とすることで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが重要です。また、家事育児等に対する家庭内の性別役割分担意識を解消し、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮できる環境整備を推進していくことが必要です。
- 職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にし、女性の活躍を推進するためには、多様なニーズに対応した質の高い保育サービスや子育てサポート、介護サービス等の社会的支援を充実することが重要です。
- 本市では、男女がともに子育てをしながら働き続けられるよう、地域子育て支援拠点事業の整備や市民の多様なニーズに応じた子育て支援事業を充実させ、仕事と子育ての両立を支援します。
- 家族に介護が必要になった場合は、家族がともに協力し合いながらその責任を担い、介護と仕事のバランスを保ち、介護を必要とする高齢者が適切なサービスを受けられるように相談体制を整え、安心して働くことができるよう、介護支援サービスの充実を図ります。

### 【施策の方向】

(1) 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援	
地域子育て支援拠点事業の整備	子育て支援課
市民の要請に応じた多様な子育て事業の充実	子育て支援課
子育て短期支援事業	こども家庭センター
介護者のための相談事業の実施	地域包括支援センター
(2) 男性の家事・育児・介護等への参画推進	
父親相談支援事業の実施	こども家庭センター

### 《成果目標》

項目	現状	成果目標
待機児童数の割合	0.0%	0.0%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	72.9%	増加
協力して家事・育児をしている家庭の割合	59.9%	増加

### 重点項目3 働く場における男女共同参画の推進

- 働き方改革関連法や女性活躍推進法の施行により、企業において法に基づく取組が求められており、長時間労働の是正や年次休暇の確実な取得等、働きやすい職場環境の整備のため、関係機関と連携を図りながら、関係法令や制度の周知・啓発をおこなうほか、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供をおこないます。
- 子の出産直後の時期における男性の育児休業制度新設や働き手の育児休業取得促進を目的として、育児・介護休業法が改正されたため、本市においても性別にかかわりなくそれぞれが希望に応じた多様な働き方を可能にする環境が整備されつつあります。市内企業に向けて模範となるよう、市職員の男性職員の育児休業の取得促進を図ります。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」では、地方公共団体や労働者 101 人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析や定量的目標・取組などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等が義務付けられているため、市職員の情報を公開しています。

#### 【施策の方向】

(1) 希望に応じた多様な働き方を可能にする支援	
府内男性職員の育児休業の取得促進	総務課
(2) 女性の活躍への理解促進	
特定事業主行動計画に基づく女性の職業選択に資する情報の公開	総務課

#### 《成果目標》

項目	現状	成果目標
市役所男性職員の育児休業取得率	55.6%	85.0%

## 重点項目4 農業及び商工業等自営業等における男女共同参画の推進

- 関係機関との連携を図りながら、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定制度（注5）に関する啓発を通じて、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようとするための働きかけを行います。
- 起業・創業希望者に対して、希望する業種や起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談等の環境を整備し、機会の充実を図ります。

### 【施策の方向】

(Ⅰ) 農林業、自営業等における女性の経営参画	
家族経営協定の締結等による女性の農業経営や地域の方針策定への参画	農業委員会
起業・創業経営能力を向上するための相談体制の充実	商工課

### «成果目標»

項目	現状	成果目標
家族経営協定締結農家の累計戸数	20戸	23戸

## 基本目標Ⅱ 『すべての人が安心して暮らせるまちづくり』

### 重点項目5 生活上の困難を抱える人への支援と多様性を尊重する環境の整備

- 少子高齢化などの社会環境の変化に伴う高齢者のみの家庭やひとり親家庭などに対する支援の充実を図ってきました。しかし、一部では、相談できずに一人で抱え込んでしまっているという問題が生じています。こういった生活上の様々な困難を抱える人に対し、本市では、相談体制の充実を図り、関係機関・民間団体等と連携・協力し、周知に努めます。
- 本市では、一人暮らしの高齢者の見守りと地域からの孤立及び孤立死の防止を目的として、毎月1回、市からの刊行物を手渡しして安否確認を行う高齢者地域見守り事業の充実やこども・家庭など困難を抱える女性等に対する家庭相談事業も実施し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備を推進しています。
- 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の趣旨を踏まえ、性的マイノリティ（注9）であることを理由として当事者が困難な状況に置かれることがないよう、人権尊重と多様性の観点から、多様な性のあり方について理解を促進する必要があります。男女共同参画社会の前提となる個人の人権を守るために、関係機関との連携を図りながら、人権に関する相談体制の整備と理解促進を図ります。

#### 【施策の方向】

(1) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への支援	
障がい者への相談体制の充実、支援事業	福祉総務課
高齢者・障がい者理解に対する学習機会の充実	福祉総務課
高齢者地域見守り事業の充実	介護保険課
(2) 多様な性のあり方に対する理解の促進	
多様な個性や性的マイノリティに対する正しい理解の促進	企画課
(3) 人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携	
人権相談体制の充実	市民環境課
青森県女性相談支援センターとの連携	こども家庭センター
青森県男女共同参画センターとの連携	企画課

«成果目標»

項目	現状	成果目標
人権に関するアンケートで様々な問題に対する相談窓口を知っている人の割合	47.0%	60.0%
高齢者地域見守り訪問により見守りができた割合	100%	100%

## 重点項目6 地域における男女共同参画の推進

- いくつになっても住み慣れた地域で元気に暮らしていくためには、地域での人ととのつながりを深めていくことが重要であるため、市では、地域のささえ合い活動支援事業をとおして、高齢者にとって身近な地域で行う住民同士による高齢者の日常生活上の助け合い活動や交流活動に対し助成金を支給するとともに、活動内容の助言等、団体の取組への支援を継続します。
- 自治会や町内会活動など、地域で行われる様々な活動は、女性も多く参加する一方で、会長等の役職の多くは男性が担っており、今後、これまで以上にコミュニティ活動の活性化を図っていくためには、地域住民が男女共同参画を理解し、多様な住民の活動への参画とリーダーとしての女性の参画を推進し、男女双方が参画しやすいよう、コミュニティセンターを拠点とした地域活動の促進を図ります。
- 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進が強く求められていることから、防災を含む地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしていく必要があり、女性も主体的に役割を担えるよう、防災組織に係る女性リーダーの育成を図っていくことも大切です。

### 【施策の方向】

(1) 性別にかかわりなく共同で取り組む地域活動の推進	
地域のささえ合い活動支援事業	地域包括支援センター
コミュニティセンターを拠点とする地域共同活動推進	企画課
(2) 防災・災害時における男女共同参画の推進	
防災組織に係る女性リーダーの養成	防災管理室

### 《成果目標》

項目	現状	成果目標
住民主体のサロン活動やささえ合い活動団体数	29 団体	37 団体
消防団員に占める女性委員の割合	2.6%	10.0%

## 重点項目7 すべての人に対するあらゆる暴力の根絶

- 暴力は身体的・性的・心理的な危害又は苦痛をもたらす行為であり、性犯罪・性暴力、売買春、配偶者やパートナー等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（注7）、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントなど非常に広い範囲の暴力を含みます。暴力は恐怖や不安を与え、人間としての尊厳を傷付けてしまうため、あらゆる暴力の抑止の啓発・周知に努めます。
- 職場においては、性別を理由とする差別的取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のほか、パワー・ハラスメントの防止により、働きたい人が希望する場面で働くような職場づくりに向けて、啓発や情報発信に努めます。
- 暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重大な課題の1つです。今後も暴力を根絶するために啓発活動を推進し、暴力の防止と被害者を支援するため、相談・支援体制の充実を図っていきます。

### 【施策の方向】

(1) 暴力防止のための環境づくり	
乳幼児健診・相談場所の確保	健康推進課
暴力追放に関する啓発	市民環境課
性暴力をなくすための啓発	企画課
児童虐待防止普及啓発活動の実施	こども家庭センター
市内教職員に対する各種ハラスメント防止のための働きかけ	学校教育課
(2) 被害者からの相談・支援体制の充実	
困りごと相談・法テラス青森法律相談窓口の整備	市民環境課
家庭相談事業の実施	こども家庭センター
高齢者虐待に関する相談体制の整備	地域包括支援センター

### 《成果目標》

項目	現状	成果目標
子どもの育てにくさを感じたときに相談先や解決方法を知っている人の割合	85.7%	増加

## 重点項目8 生涯を通じた健康の推進

- 男性と女性では、生涯を通じ異なる健康上の問題に直面することから、身体的性差を踏まえた健康支援策の推進を図ることが必要で、また、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理解促進、命の大切さや性の知識の教育に努めます。
- あらゆる人の生涯にわたる健康づくりのため、健康教育や健康相談、健康支援を推進し、その環境・体制づくりを進めます。
- 女性の健康は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等の各段階において大きく変化するため、ライフステージに応じた支援の体制構築と充実を図ります。

### 【施策の方向】

(1) 健康意識の向上と心身の健康づくり	
プレコンセプションケアの推進	こども家庭センター
健康教育・健康相談事業の実施	健康推進課
地域健康づくり相談事業	健康推進課
(2) 女性のライフステージに応じた健康支援	
妊婦・産婦・健康診査事業の充実	健康推進課
健康診査の充実	健康推進課
予防接種事業の実施	健康推進課
産前・産後的心身のケア等育児サポート体制の確保	こども家庭センター
地域のニーズに合わせた女性・乳腺外来等の実施	黒石病院

### 《成果目標》

項目	現状	成果目標
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う家庭の割合	51.6%	増加

### 基本目標Ⅲ 『すべての人が共に参画できる社会の実現』

#### 重点項目9 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し・意識改革

- 男女共同参画社会の実現のため、様々な取組が進められていますが、令和6年度に実施した市民意識調査によると、社会全体で男女が平等になっていると回答した割合は、33%となっています。男女共同参画をめぐる現状や意識等については、市民意識調査で実態把握を行い、市ホームページ等で公表します。
- 固定的性別役割分担意識を解消し、働き方や暮らし方をえることにより、職場、家庭、地域など、社会のあらゆる分野で多様な人材が主体的かつ積極的に参画する選択を可能にし、平等に機会を与えられ、誰もが暮らしやすい社会とするため、あらゆる世代の市民が男女共同参画について知ることが重要です。

#### 【施策の方向】

(1) 男女共同参画に関する啓発、広報活動の充実	
男女共同参画に関する情報収集と提供	企画課
(2) 男女共同参画に関する定期的な意識調査	
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	企画課

#### 《成果目標》

項目	現状	成果目標
自分が希望する場面で活躍できていると思う人の割合 (男女共同参画に関する意識調査アンケートにおける男女が平等であると感じる割合)	33.0%	50.0%

## 重点項目 10 教育を通じた理解の促進

- 男女共同参画を推進するためには、一人ひとりの視野を広げる学習機会の提供が重要であることから、未来塾「女・男・輝かせて」や出前講座の充実等をとおして、学習機会の充実を図ります。
- 地域全体で家庭教育の支援体制づくりを進めることを目的として、様々な学習機会の提供と支援者的人材育成・発掘をすることで、幅広い家庭教育の支援に努めます。

### 【施策の方向】

(Ⅰ) 男女共同参画について理解を深めるための教育・学習の充実	
未来塾「女・男・輝かせて」の実施	企画課
「家庭教育向上事業」の実施	社会教育課

### 《成果目標》

項目	現状	成果目標
学習を通じて男女共同についての理解を深めた人の割合（男女共同参画についての講座等の満足度）	93.8%	100%

## 第4章 計画の推進

この計画は、黒石市における「すべての人がそれぞれの希望する場面で活躍できるまち くろいし」の実現を目指し、市が行う施策の方向を示したものです。男女共同参画社会の実現は、行政のみでできるものではなく、市民や関係団体、事業所等、社会全体で推進していくことが大事です。

そのため、様々な情報の提供や各種団体等との連携を図り、男女共同参画に取り組む体制の整備・充実を図ります。

### 1. 推進体制の整備

#### (1) 庁内の推進体制の充実

この計画を推進するため、庁内関係課室と分野横断的な連携を図り、男女共同参画に取り組む体制の充実に努めます。

#### (2) 市民の参画による推進体制

多様な意見を反映させるために、市民・各種団体・学識有識者などで構成される「黒石市男女共同参画審議会」を設置し、施策や事業に対する提言・助言を行える場を設けます。

### 2. 関係機関・団体との連携強化

実施事業において、多岐に渡る視点により取組を行えるように、国や県をはじめ、関係機関や団体と情報・意見交換を積極的に行うなど連携し、計画の推進に努めます。

### 3. 計画の進行管理

毎年計画の進捗状況を検証し、黒石市男女共同参画審議会で報告・審議します。

## 第5章 参考資料

### I. 用語解説

#### (注1) 男女共同参画社会基本法

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受するとともに、責任を担う男女共同参画社会を形成するための基本方針や理念を示す法律。

#### (注2) ジェンダー

「社会的・文化的につくられた性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男女の別のことをいう。

#### (注3) 固定的性別役割分担意識

個人の能力に関わらず、「男は仕事、女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

#### (注4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

#### (注5) 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

#### (注6) 性的マイノリティ

生まれつきの身体の性、性別自認、性的指向、性別表現の4要素において、多数の人と在り方が異なる人々のこと。

#### (注7) DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者からの暴力のこと。単に殴る、蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、無視する、行動を制限するなどの心理的に苦痛を与えることや性的強要も含まれる。

## 2. 黒石市男女共同参画審議会委員一覧

任期：令和6年9月24日から令和9年9月23日まで

氏名	職名・経歴等
石澤 恵美子	男女共同参画社会をすすめる黒石ハーモニーの会 会長 蔵元ゼミ 会員
木村 那智子	公益社団法人黒石市シルバー人材センター 副理事長 黒石市市民財団 評議員 黒石市更生保護女性会 監事 黒石市青少年相談センター 指導員 黒石市こみせボランティアガイド 黒石市東地区婦人会副会長
野呂 英子	黒石市商工会議所女性会 総務委員長 津軽広域連合懇談会 委員 黒石市国民健康保険黒石病院運営委員 中心市街地活性化協議会
山下 梓	弘前大学男女共同参画推進室専任担当教員（助教） 青森県男女共同参画審議会委員
石澤 枝美子	次世代リーダー育成講座（平成25～27年）修了者 青森県学校教育サポーター 津軽地区教育支援活動推進委員 青森県立黒石高等学校後援会副会長、厚生会理事 黒石市教育委員会事務点検評価委員
角田 和也	公益社団法人黒石青年会議所 理事長
今井 秋行	特定非営利活動法人横町十文字まちそだて会 松の湯交流館 館長 黒昇會会長（ねぷた絵師）



### 3.男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	国の動き
昭和 50 (1975)	・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」開催 ・「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府「婦人問題担当室」が業務開始 ・「婦人問題企画推進会議」開催
昭和 51 (1976)	・「国連婦人の十年」 (1976 年～1985 年)	
昭和 52 (1977)		・「国内行動計画」策定 ・「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」策定 ・「国立婦人教育会館」設置
昭和 54 (1979)	・国連第 34 回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択	・「国内行動計画前期重点目標」策定
昭和 55 (1980)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ・「女子差別撤廃条約」に日本を含む 65 か国署名、4 か国批准	
昭和 56 (1981)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定
昭和 60 (1985)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正(父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化) ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准
昭和 61 (1986)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ・「婦人問題企画推進有識者会議」開催
昭和 62 (1987)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
平成元 (1989)		・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)
平成 2 (1990)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
平成 3 (1991)		・「西暦 2000 年に向けた新国内行動計画(第 1 次改定)」策定 ・「育児休業法」公布

年	青森県の動き	黒石市の動き
昭和 50 (1975)		
昭和 51 (1976)		
昭和 52 (1977)	・婦人行政の窓口を 生活福祉部児童家庭課に設置	
昭和 54 (1979)	・「青森県婦人問題対策推進委員会 設置	
昭和 55 (1980)	・企画部に青少年婦人室を設置 ・「青森県婦人行動計画」策定 ・「青森県婦人問題行政連絡会議」 設置 ・「青森県女性団体連絡会」設立	
昭和 56 (1981)	・青少年婦人室が企画部から 生活福祉部へ移管 ・「青森県婦人行動計画推進計画」 策定	
昭和 60 (1985)	・「国連婦人の十年」世界会議 NGO フォーラムに県内の女性 2名を 派遣	
昭和 61 (1986)	・青森県婦人問題対策推進委員会が 「青森県の婦人対策に関する提言」を 知事に提出 ・「青森県長期総合プラン」に重点施策 として婦人政策を位置付け	
昭和 62 (1987)		
平成元 (1989)	・「新青森県婦人行動計画」策定	
平成 2 (1990)		
平成 3 (1991)		・第 1 回女性フォーラム開催

年	世界の動き	国の動き
平成4 (1992)		・初代婦人問題担当大臣の設置
平成5 (1993)		・第4回世界婦人会議日本国内委員会設置 ・「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定
平成6 (1994)	・「開発と女性」に関する 第2回アジア・太平洋大臣会議 (ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言及び行動計画」 採択 ・国際人口・開発会議「カイロ宣言」採 択（リプロダクティブ・ヘルス/ ライツを提起）	・総理府「男女共同参画室」「男女 共同参画審議会設置」「男女共同 参画推進本部設置」（婦人問題企画 推進本部を改組）
平成7 (1995)	・第4回世界女性会議—平等、開発、 平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正（介護休業制度 の法制化） ・IL0156号条約（家庭的責任条約） 批准
平成8 (1996)	・北京行動綱領実施のための女性の 地位向上のためのナショナル・ マシナリー強化に関する地域会議 (ソウル)	・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画審議会から「男女共同 参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク)」発足 ・「国の審議会等における女性委員登用 について」決定
平成9 (1997)		・「婦人局」が「女性局」、 「婦人少年室」が「女性少年室」に 改称 ・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法、労働基準法、 育児・介護休業法の改正法」公布 ・「介護保険法」公布
平成10 (1998)		・男女共同参画審議会から 「男女共同参画社会基本法-男女共同 参画社会を形成するための基礎的条件 づくり-」答申
平成11 (1999)		・「男女共同参画社会基本法」公布、 施行 ・「改正男女雇用機会均等法」「改正労働 基準法」「改正育児・介護休業法」 施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、 施行（女性の参画の促進を規定） ・男女共同参画審議会から「女性に 対する暴力のない社会を目指して」 答申

年	青森県の動き	黒石市の動き
平成4 (1992)		
平成5 (1993)	・青少年婦人室が青少年女性課へ改組 改組	
平成6 (1994)		
平成7 (1995)	・第4回世界女性会議 NGO フォーラムに県内女性 10名を派遣	
平成8 (1996)	・青少年女性課から女性政策課へ改組 ・「青森県婦人問題行政連絡会議」を 「女性行政推進連絡会議」に改正 ・「青森県婦人問題対策推進委員会」 を「女性政策懇話会」に改正	
平成9 (1997)	・「新青森県長期総合プラン」策定 男女共同参画社会推進が戦略 プロジェクトとして位置付け ・青森県男女共同参画に関する 意識調査実施	・生涯学習課に女性係設置
平成10 (1998)		
平成11 (1999)		・「黒石市女性行動計画策定委員会」 設置

年	世界の動き	国の動き
平成 12 (2000)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「男女共同週間」(毎年 6 月 23 日～29 日) 決定 ・「国の審議会等における女性委員の登用について」決定 ・「健やか親子 21」策定
平成 13 (2001)		・「総理府男女共同参画室」が「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、一部施行 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「育児休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等） ・「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」、「女性に対する暴力をなくすため運動について」決定
平成 14 (2002)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行 ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置
平成 15 (2003)	・国連女子差別撤廃委員会第 29 会期において日本の第 4・5 回実施状況報告を審議	・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行
平成 16 (2004)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法公布・施行 ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・育児・介護休業法改正 (平成 17 年 4 月施行)
平成 17 (2005)	・第 49 回国際婦人の地位委員会、通称「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本法（第 2 次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定

年	青森県の動き	黒石市の動き
平成 12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あおもり男女共同参画プラン 21」策定</li> <li>・女性政策課から男女共同参画課へ改組</li> <li>・「女性政策懇話会」を「男女共同参画懇話会」に改正</li> <li>・「青森県女性行政推進連絡会議」を「男女共同参画推進連絡会議」に改正</li> </ul>	
平成 13 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「青森県男女共同参画センター（アピオあおもり）」開館</li> <li>・「青森県男女共同参画推進条例」公布、施行</li> <li>・「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」設立</li> <li>・「青森県男女共同参画審議会」設置</li> </ul>	
平成 14 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画課から青少年・男女共同参画課（男女共同参画グループ）へ改組</li> <li>・「あおもり男女共同参画プラン 21 改定版」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「くろいし男女共同参画推進プラン」策定</li> <li>・男女共同参画事務を教育委員会から市長部局へ移管</li> </ul>
平成 15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「青森県男女共同参画に関する意識調査」実施</li> <li>・「青森県男女共同参画推進本部」設置</li> </ul>	
平成 16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の新たな基本計画「生活創造推進プラン」策定、男女共同参画の推進が5つの社会の実現するための仕組みづくりに位置付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会をすすめる黒石ハーモニーの会」設立</li> </ul>
平成 17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定</li> </ul>	

年	世界の動き	国の動き
平成 18 (2006)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（東京）	・「男女雇用機会均等法、労働基準法」改正法公布 ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
平成 19 (2007)	・第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（インド）	・「男女雇用機会均等法、労働基準法」改正法施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法公布 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正法公布 ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 20 (2008)	・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告書提出	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法施行 ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定
平成 21 (2009)	・国連女子差別撤廃委員会第 44 会期において日本の第 6 回実施状況報告を審議	・男女共同参画シンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正法施行（短時間勤務制度の義務化、パパママ育休プラス、専業主婦（夫）除外規定の廃止、介護休暇制度創設）
平成 22 (2010)	・第 54 回国際婦人の地位委員会通称「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画（第 3 次）」閣議決定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 ・第 8 回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合 ・第 1 回女性起業家サミット（WES）開催 ・「イクメンプロジェクト」発足 ・「改正育児・介護休業法」施行

年	青森県の動き	黒石市の動き
平成 18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理制度開始</li> <li>・「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」が「青森県男女共同参画推進協議会」に名称変更</li> </ul>	
平成 19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新あおもり男女共同参画プラン21」策定</li> <li>・配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する事務を健康福祉部へ移管</li> </ul>	
平成 20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「青森県基本計画未来への挑戦」策定、男女共同参画の推進が4つのまたがる重要な視点として位置付け</li> </ul>	
平成 21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」改定</li> <li>・「青森県男女共同参画に関する意識調査」実施</li> </ul>	
平成 22 (2010)		

年	世界の動き	国の動き
平成 23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足</li> <li>・女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメントについての同委員会見解の公表公表</li> </ul>	
平成 24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』策定活性化』行動計画』策定</li> <li>・『改正育児・介護休業法』全面施行</li> </ul>
平成 25 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UN Women 日本国内委員会を国連ウィメン日本協会に名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定</li> <li>・「日本再興戦略」中で女性の活躍推進を成長戦略の中核と位置づけ</li> <li>・「DV 防止法」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改称、改正</li> </ul>
平成 26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 58 国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置</li> <li>・内閣官房に「すべての女性が輝く社会づくり推進室」設置</li> <li>・「女性が輝く先進企業表彰」創設</li> </ul>
平成 27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 59 国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」）</li> <li>・UN Women 日本事務所開設</li> <li>・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性・平和・安全保障に関する行動計画策定</li> <li>・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」制定</li> <li>・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>
平成 28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告の審議・最終見解の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」完全施行</li> <li>・「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定</li> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> <li>・「ストーカー規制法」改正</li> <li>・内閣に SDGs 推進本部設置</li> </ul>
平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 61 国連婦人の地位委員会「職場におけるセクシュアル・ハラスメント解消」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性活躍加速のための重点方針 2017」策定</li> <li>・「育児・介護休業法」改正法施行</li> <li>・「ストーカー規制法」改正法施行</li> <li>・「働き方改革実施計画」策定</li> <li>・「SDGs アクションプラン 2018」策定</li> </ul>

年	青森県の動き	黒石市の動き
平成 23 (2011)	・「あおもりワーク・ライフ・バランス 推進企業の認定基準」策定	
平成 24 (2012)	・「第3次あおもり男女共同参画 プラン21」策定	・「第2次くろいし男女共同参画推進 プラン」策定
平成 25 (2013)	・「青森県基本計画 未来を変える 挑戦」策定、男女共同参画の推進が 計画全体を着実に進めていくための 取組として位置付け	
平成 26 (2014)	・「第3次青森県DV防止・被害者支援 計画」策定	
平成 27 (2015)	・「青森県男女共同参画に関する意識 調査」実施	
平成 28 (2016)		
平成 29 (2017)	・「第4次あおもり男女共同参画 プラン21」策定 ・あおもり性暴力被害者センター開設	

年	世界の動き	日本の動き
平成 30 (2018)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性活躍加速のための重点方針 2018」策定</li> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・「働き方改革関連法」成立</li> <li>・「候補者男女均等法」公布、施行</li> </ul>
平成 31 令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 5 回国際女性会議」「W20 (women20)」日本会議</li> <li>・ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する G7 宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力防止法の一部改正</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正</li> <li>・「女性活躍加速のための重点方針 2019」策定</li> <li>・「SDGs アクションプラン 2020」決定</li> </ul>
令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 64 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+25」）「第 4 回世界女性会議から 25 周年における政治宣言」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性活躍加速のための重点方針 2020」策定</li> <li>・第 5 次男女共同参画基本計画策定</li> </ul>
令和 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」「育児・介護休業法」改正</li> <li>・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」策定</li> </ul>
令和 4 (2022)		
令和 5 (2023)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (LGBT 理解増進法)」施行</li> </ul>
令和 6 (2024)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行</li> </ul>

年	青森県の動き	黒石市の動き
平成 30 (2018)	・「青森県基本計画『選ばれる青森への挑戦』策定、男女共同参画の推進が、計画の推進に共通して必要な取組として位置づけ	
平成 31 令和元 (2019)	・「第 4 次青森県 DV 防止・被害者支援計画」策定	
令和 2 (2020)	・「青森県男女共同参画に関する意識調査」実施	・「第 3 次くろいし男女共同参画推進プラン」策定
令和 3 (2021)		
令和 4 (2022)	・「第 5 次あおもり男女共同参画プラン」策定 ・「青森県パートナーシップ宣誓制度」運用開始	
令和 5 (2023)		
令和 6 (2024)	・「第 1 次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及び被害者支援計画」策定 ・県民活躍推進課(男女共同参画グループ) 新設	



## **第4次 くろいし男女共同参画 推進プラン**

発行日 令和8年3月

発行者 黒石市 企画財政部 企画課

住 所 〒036-0396

青森県黒石市大字市ノ町11番地1号

T E L 0172-52-2111

F A X 0172-52-6191